９頁19行目	C　前B項に基づいて当該担保目的物を売却する場合であり、かつ、別表14整理番号１乃至５記載の各不動産を一括売却しない場合には、同項の適用のある「担保弁済額」は、別表14整理番号１乃至３の不動産については合計金1440万円以上、別表14整理番号４及び５の不動産については合計金1014万円以上となることを前提とする。なお、整理番号１乃至３並びに整理番号４及び５を各不動産ごとに個別売却する場合は、各合計額を個別不動産の面積に応じて按分し、割り付けた金額以上の「担保弁済額」となることを前提とする。 ヱ　抵当権実行 更生計画認可の決定がなされたときは、更生担保権者は、売却等処分ができていない各担保目的物について抵当権実行による競売の申立てを行うことができるものとする。 上記に基づき更生担保権者が申し立てた競売手続において、当該担保権者は、売却代金の配当等を受けることができ、当該配当等は、本更生手続における弁済とみなす。 また、当該配当等が、更生担保権額以下であった場合、又は更生担保権額を超えた場合の処理は、前記ｉウに従う。	【新設】
９頁19行目	オ　一定期間内に売却等処分できない場合の措置	エ　一定期間内に売却等処分できない場合の措置
９頁20行目	（削除）	①　更生計画認可決定確定の日から６ヶ月を経過したときは､管財人は､担保目的物に係る確定更生担保権の弁済に代えて、売却等処分ができていない各担保目的物を更生担保権者に代物弁済するか、当該更生担保権者の指定した者に指定の価格で譲渡することができる。
９頁25行目	①　前記エに基づく抵当権実行による競売手続きが取り消し等により不奏功にて終了したときは、管財人は、各担保目的物を当該更生担保権者の指定した者に指定の価格で譲渡することができる。	②　当該更生担保権者は、管財人の同意を得て、売却等処分ができていない各担保目的物について抵当権実行による競売の申立てを行うことができるものとする。この場合、抵当権実行による競売手続きが取り消し等により不奏功にて終了したときは、管財人は、担保目的物に係る確定更生担保権の弁済に代えて、売却等処分ができていない各担保目的物を更生担保権者に代物弁済するか、当該更生担保権者の指定した者に指定の価格で譲渡することができる。
９頁33行目	②　前「ウ」及び「エ」の記載にかかわらず、管財人は、更生担保権者と合意した場合には、その合意に従って各担保目的物を売却することができる。その場合、合意した条件以外の事項については本章本節第１の各条項を適用する。	【新設】
９頁33行目	（削除）	③　なお、本項①及び②において管財人が代物弁済を選択した時は、当該更生担保権者はこれを取得しなければならない。
９頁35行目	（削除）	④　前記②に基づき更生担保権者が申し立てた競売手続において、当該担保権者は、売却代金の配当等を受けることができ、当該配当等は、本更生手続における弁済とみなす。 また、当該配当等が、更生担保権額以下であった場合、又は更生担保権額を超えた場合の処理は、前記ｉウに従う。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯

第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）

第２節　更生手続開始後の経過（省略）

第２章　更生計画の基本方針

第１節　残資産の早期処分（省略）

第２節　更生計画の骨子（省略）

第３章　更生債権等に対する権利の変更と弁済方法等

第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法

第１　不動産を目的とする担保権に係る更生担保権

１　確定債権

確定更生担保権　36,900,000円

別表８

債権者数　２名

２　権利の変更及び弁済方法

ｉ　弁済時期等

ア　別表14「担保権の目的の一覧表（不動産）」を目的とする担保権に係る更生担保権については、その目的不動産をいずれもⅱ記載の方法で売却する。

イ　別表８「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」記載の更生担保権者については、ⅲ記載の方法で計算した「担保弁済額」を、当該債権者の有する更生担保権に関する当該担保目的物処分代金全額の受領後３ヶ月を経過する日、又は更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに弁済する。

なお、別表14整理番号１乃至３の不動産については、同別表脚注記載の優先の約定に従って担保弁済額を分配する。

ウ　「担保弁済額」が別表８「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」の「確定更生担保権額」に不足する場合、同不足額（以下「不足弁済額」という）については、一般更生債権とみなし、後記第３節に従う。

「担保弁済額」が別表８「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」の「確定更生担保権額」を超過する場合、当該超過額（以下「超過弁済額」という）を更生担保権とみなして弁済し、超過弁済額相当額の一般更生債権に対してなされた本章第３節第２．１⑴②の定めによる免除の効力は失われるものとする。